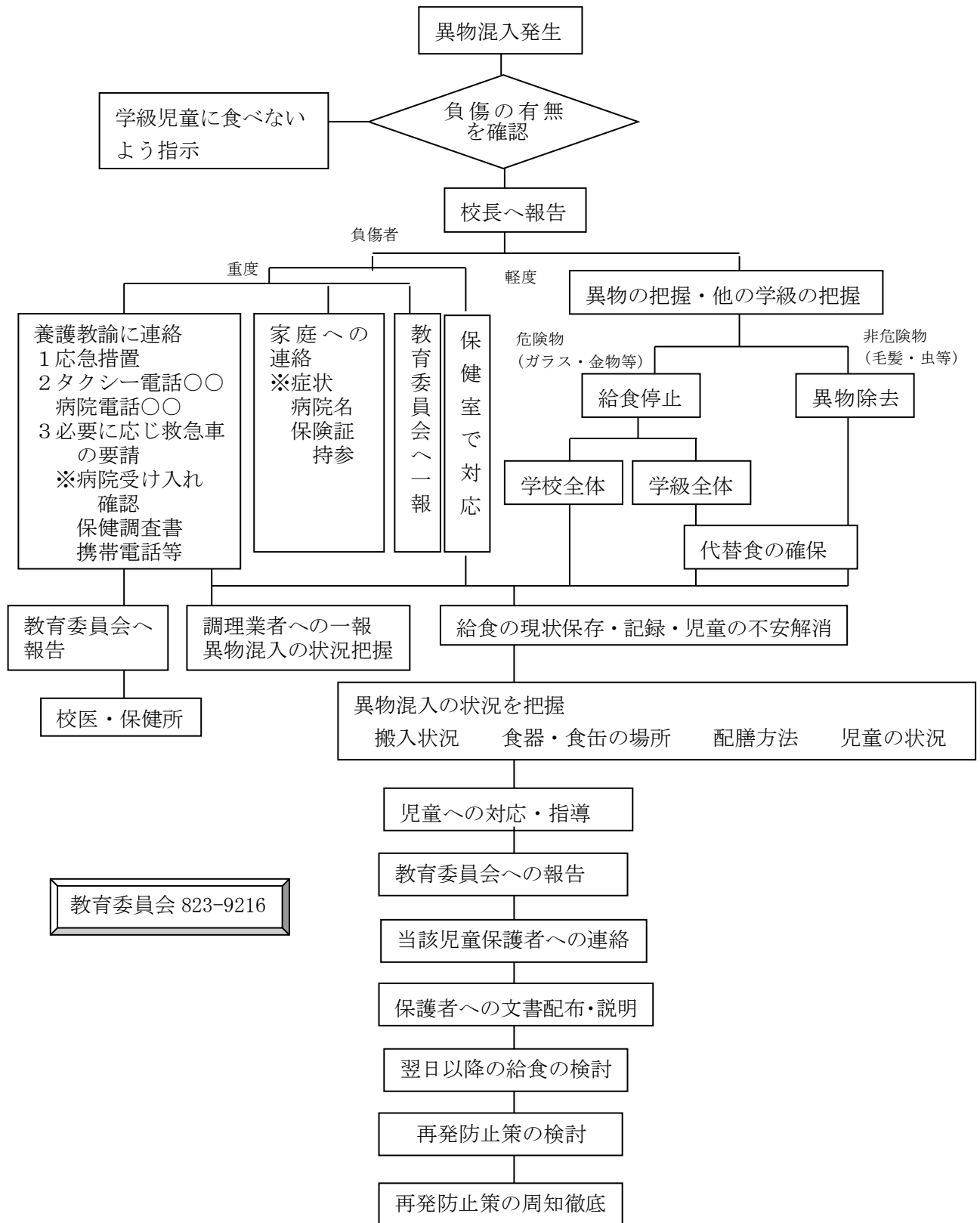


12 給食における異物混入時の対応マニュアル



教育委員会 823-9216

- 1 発見者は、本人の症状が軽ければ保健室に連れて行く。症状が重い場合はその場において、校長及び養護教諭に連絡する。
- 2 養護教諭は直ちに応急処置を行い、保健調査書よりかかりつけの病院を調べ、電話で受け入れの確認をして、タクシーの手配を行う。担任は家庭へ、病状・行き先の病院名及び保険証持参について伝える。
- 3 養護教諭は、保健調査書持参で病院へ移送する。治療が長引くときは、途中で校長に経過報告をする。
- 4 養護教諭が不在のときは、担任又は教頭が行う。
- 5 必要に応じて、救急車の要請を行う。
- 6 校長は、異物混入が発生したら事実を確認し、適切な処置をとる。教育委員会へ状況を報告し、連携して対応にあたる。
- 7 校長は、校医・保健所との協議及び指導のもと、今後の対応策を検討する。担任は、校長の指示を受け、児童生徒に指導をする。
- 8 マスコミ対応は、校長が行う。(窓口一本化)

※未然防止のために

○調理場における管理・点検

- ・食材の納入時の立会および検収の徹底
- ・使用する機械・器具類の点検
- ・日常の衛生管理・害虫や頭髮等の混入防止
- ・調理後、保管・配送までの管理
- ・調理場への関係者以外立ち入り禁止

○検食

- ・管理職が児童の給食開始の30分前に検食を行い、結果を記録する。

○教室における安全・衛生管理

- ・教室内・机上进行整理整頓しておく。(特に、画鋸・安全ピン・縫い針・ホッチキスの針・クリップ・ヘアピン・小さなマグネット・輪ゴムなど)
- ・手洗いを徹底する。
- ・エプロン・マスク・帽子の着用を徹底する。

○児童への指導

- ・危険物が給食に混入した場合の危険性や命の大切さについて、機会あるごとに指導をする。